

○伊勢広域環境組合職員の公務災害見舞金支給に関する条例

平成 13 年 5 月 17 日

組合条例第 28 号

本組合の職員（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項に規定する職員及び伊勢広域環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 13 年伊勢広域環境組合条例第 27 号）第 2 条に規定する職員（ただし、同条第 1 号に掲げる者を含む。）をいう。）が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、地方公務員災害補償法その他の法令の規定に基づき、当該災害が公務により生じたものであると認定された場合において、当該職員又はその遺族に対し支給する公務災害見舞金に関しては、伊勢市職員の公務災害見舞金支給に関する規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。